

# 人口減少対策市町村支援事業委託業務 仕様書

## 1 委託業務名

人口減少対策市町村支援事業委託業務

## 2 業務目的

本県では、34歳以下の人口が直近10年間で約2割減、また、令和7年の出生数は過去最少を更新する3,072人（高知県推計人口）となるなど、若年層を中心とした人口の減少が深刻化している。

こうした現状に歯止めをかけ、地域に若者が増えた持続可能な人口構造への転換を図るためには、県と市町村が目標を共有しベクトルを合わせ、連携して取り組むことが必要。このため、令和6年に「人口減少対策総合交付金」を創設し、令和9年までの4年間にわたって、市町村が地域の実情に合わせて実施する「若者の定着・増加」「婚姻数及び出生数の増加」「共働き共育ての推進」に資する取組に対して、総合的な支援を実施しているところ。

本業務は、県内市町村が実施する人口減少対策に係る取組について、地域の現状やこれまでの施策の整理、課題の深掘りや掘り起こし、各分野の専門アドバイザーからの助言などによる伴走支援を通じて、さらなる実効性の向上を目指すもの。

## 3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務内容

### （1）人口減少対策に取り組む市町村における状況整理

人口減少対策に取り組む市町村に対する専門アドバイザー派遣にあたって、以下に掲げる事項を事前に整理すること（専門アドバイザー派遣想定6市町村程度分）。なお、実施にあたっては、直接現地を訪問し地域課題に触れ、複数回にわたってヒアリングを行うなど、現況を正確に把握するとともに市町村との関係性の構築に努めること。

①地域の現状やこれまで実施してきた施策の整理

②地域が抱える課題の深掘りや掘り起こし

### （2）専門アドバイザーの選定及び派遣、助言を踏まえた磨き上げ支援

（1）で整理した内容も踏まえ、適切な助言ができる専門アドバイザーを選定し、派遣すること。なお、内容に応じて、本業務の統括責任者等が専門アドバイザーとなる場合が適当と判断できる場合は、兼務しても差し支えない。

※専門アドバイザーの派遣及び伴走支援に係る展開イメージは【別紙】を参照のこと

#### ①専門アドバイザーの選定

派遣する専門アドバイザーは、市町村が抱える課題やニーズに応じた助言ができる者を受託者が選定し、県の確認を受けること。なお、受託者が提案した専門アドバイザー

以外の派遣を市町村から求められた場合は、可能な限り対応すること。

## ②専門アドバイザーの派遣

①で選定した専門アドバイザーの派遣にあたっては、当該アドバイザー及び市町村の双方と事前に調整し、論点やヒアリング項目などを整理したうえで、実施計画等を県に事前に提出すること。

### <実施想定>

- ・派遣対象市町村数：6市町村程度／1市町村につき5回程度

※対象市町村は、県と市町村とで調整し決定する

- ・開催方法：原則、当該市町村における対面での派遣とするが、オンラインでも対応できる場合は併用可とする

## ③専門アドバイザーからの助言を踏まえた事業の磨き上げ支援

専門アドバイザーから受けた助言の実行にあたって、以下に掲げる事項について、きめ細やかな伴走支援を行い事業の磨き上げを図ること。

ア 助言の具体化支援

イ 地域の現状・課題・日常的な困りごと、事業の実施内容等に対する相談対応

ウ 事業実施後のフォロー

## ④派遣内容の報告

受託者は、アドバイザー派遣に伴い、助言内容の記録、使用した資料等を県に提出し、派遣内容を報告すること。

### (3) (2) 以外の専門アドバイザーの派遣

本業務の横展開として、スポットでの専門アドバイザーの派遣を希望する市町村がある場合には、適切な助言ができる専門アドバイザーを選定し、アドバイザー及び市町村の双方と内容を調整のうえ、派遣すること。

なお、内容に応じて、本業務の統括責任者等が専門アドバイザーとなる場合が適当と判断できる場合は、兼務しても差し支えない。また、受託者が提案した専門アドバイザー以外の派遣を市町村から求められた場合は、可能な限り対応すること。

### <実施想定>

- ・派遣数：10回程度

- ・開催方法：原則、派遣対象市町村における対面開催

### (4) 勉強会の開催

人口減少対策に関する知識の習熟を図るとともに、本業務の横展開のため、各市町村向けに勉強会を企画・運営すること。実施内容は、下記の条件に沿った受託者からの提案によるものを基本とするが、詳細は県と受託者で協議のうえ決定する。

- ・開催テーマ：地方創生、移住定住、出会い・婚姻支援など人口減少対策に関するもの
- ・講師：各提案テーマに沿った講師を選定
- ・開催数：1～2回
- ・開催方法：遠隔地からの受講に配慮して、原則、会場での対面開催及びオンライン配信のハイブリッドによる開催とする

#### (5) 定例会の開催

本業務の進捗・情報共有のため、受託者は原則月に1回程度、県との定例会を行うこととし、開催に必要な準備（日程調整、場所の手配、レジュメや進捗状況一覧等の資料調整等）は受託者において行うこと。

#### (6) 県が主催する人口減少対策に関連する会議への参画

県が主催する人口減少対策に関連する会議（人口減少対策総合交付金フォローアップミーティング、市町村ブロック情報交換会等）へ参加し、県内市町村における取組状況の把握に努めること。

#### (7) 業務計画の提出

契約締結後、10日以内に業務ごとのスケジュールを整理した業務計画書及び業務実施体制を提出すること。

### 5 実施体制

- (1) 業務の全てについて責任を負い、全体を統括する「統括責任者」を置くとともに、業務が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。
- (2) 統括責任者は、十分な経験を有する者であることとし、過去3年間の業務実績（類似する業務も含む）を明記すること。
- (3) 県と受託者で定期的に打合せ（オンライン開催も可）を実施する等、県との関係を密にし意思の疎通を図ること。
- (4) 業務の対応時間帯は、土日・祝祭日を除く平日の勤務時間（8:30～17:15）を基本とする。ただし、事故発生時の緊急対応用に上記以外の時間帯における両者の連絡先を確認すること。

### 6 業務の実績報告

本業務が終了した時は、次に掲げる内容をまとめた「業務完了報告書」を県に提出すること。

#### (1) 報告内容

- ①人口減少対策に取り組む市町村における状況整理表（地域の現状、これまでの施策、地域が抱える課題等）
- ②専門アドバイザーの派遣実績及び助言内容（派遣にあたって使用した資料を含む）
- ③勉強会の開催実績
- ④定例会の開催実績
- ⑤その他、本業務を通じて必要と判断した資料（県と受託者で協議のうえ決定する）

#### (2) 提出方法

提出物は、紙媒体1部及び電子媒体（ウイルスチェックを実施）とすること。

### 7 その他留意事項

- (1) 本業務は、第1に掲げる「業務目的」に沿って実施することとし、必要な事項は、県

と受託者で協議のうえ定める。

- (2) 本業務の実施にあたり必要となる経費は、すべて委託金額に含むこと。
- (3) やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- (4) 本業務の詳細は、本仕様書で定めたもののほか、受託者から提案のあった企画提案書及びその関係資料に基づき実施することを基本とし、県と協議を行いながらより効果的な方法を選択して誠実に実施すること。
- (5) 本仕様により難い事情が発生した場合は、県と受託者で協議のうえ対応を決定する。また、仕様書の内容は契約後、予算の範囲内で変更する可能性があること。
- (6) 県は、受託者に対し、必要に応じて業務状況について報告を求めることができる。